

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和7年8月18日（月）
- 2 開会日時及び場所
令和7年8月18日（月） 午後1時45分
防府市役所 本館3階 共用会議室3A・3B
- 3 閉会日時 令和7年8月18日（月） 午後2時51分
- 4 委員氏名
(1)出席者（17名）
(1番) 池田 静枝 (2番) 石川 真平 (3番) 小山 翼 (4番) 関谷 芳広
(6番) 倉重 俊則 (7番) 木原 伸二 (8番) 田村 正信 (9番) 松田 祥治
(10番) 貞平 克己 (11番) 池田 寛 (12番) 松永 初恵 (13番) 熊安 悅子
(14番) 末廣 儀久 (15番) 弘中ヨネ子 (16番) 原田 道昭 (17番) 藤井 伸昌
(18番) 横木 勉
(2)欠席者（1名）
(5番) 原田 政祥
- 5 議事に参与した者
農業委員会事務局長 栗原 努
〃 事務局長補佐 砂田 智子
〃 書記 福田 謙一郎
〃 書記 徳永 有華
〃 書記 筑後 礼人
- 6 提出議案及び報告事案
議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第44号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第46号 農用地利用集積等促進計画案について（所有者・機関間契約）
議案第47号 農用地利用集積等促進計画案について（機関・受け手間契約）
議案第48号 農用地利用集積等促進計画案について（一括契約）
議案第49号 非農地判定について
議案第50号 令和8年度防府市農業施策等に関する意見書
報告第49号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

- 報告第50号 農地法第18条（通知）
報告第51号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第52号 農地法施行規則該当転用届について
報告第53号 現況証明書の発行について
報告第54号 畑地造成届出について
報告第55号 農地所有適格法人報告書について
報告第56号 地域計画の変更について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

- 1番 池田 静枝委員
2番 石川 眞平委員
-

午後1時45分開会

○事務局 では、定刻となりましたので、ただいまから令和7年度8月の月例総会を開催いたします。まだ、5番、原田委員がお見えではありませんが、過半数の委員が御出席でございますので、防府市農業委員会規則第6条の規定により、総会が成立することを御報告いたします。
それでは、会長に御挨拶をいただいた後、議長として議事の進行をよろしくお願ひいたします。

○藤井会長 (あいさつ)

それでは、議事を進行させていただきます。
本日の議事録署名委員さんは、1番の池田委員さん、2番の石川委員さんにお願いします。よろしくお願ひします。
それでは、議案審議に入ります。
事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。議案書の1ページ、資料の1ページからです。

議案第43号は、農地法第3条の規定による許可申請についてです。今回の申請は4件になります。目的については、所有権の移転が4件です。

譲受理由は、規模拡大が2件、耕作便利が2件です。

譲渡理由は、耕作困難が4件です。

別途営農計画書を御参照の上、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番、原田です。議案第43号の1は、第3条の規定による所有権移転の申請です。現地確認を8月6日、それから譲渡人及び譲受人への聞き取りを8月8日に行いましたので、これら

の結果について報告いたします。

農地の現状ですが、1つ目――――は、現在、担い手が水稻を作付中です。後ほど、この担い手とは、地権者との間で合意解約が出ます。

2か所目――――は、現在、休耕中で雑草が茂っておるような状態です。譲渡人は、当該農地について、今後も耕作する意思はなく、隣接する農地の所有者である譲受人に、所有権移転について話したところ、今回、話がまとまったとのことでした。

譲受人に話を聞いたところ、5ページの営農計画書に記載されているとおり、自己所有農地に隣接する農地を取得し、増収を図りたいとのことでした。

また、休耕中の農地については、自家用果樹の栽培をしたいということでした。

それから、農機具の保有状況は、営農計画書に記載されているとおり、確認をいたしました。

それでは、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

まず第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況等から見て、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、営農計画書のとおり、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事することができると判断します。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと思います。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、許可要件の全てを満たしていると判断します。皆様の御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[贊成者舉手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○8番 8番、田村です。議案第43号の2は、所有権移転の案件です。譲受人は、現在の———
———ですか、の田んぼを現在も耕作等をされております。

それと、譲渡人ですが、現在、——で耕作する意思はないというふうな格好です。

それと、営農計画書の10ページですが、見ていただければ分かると思うんですけど、譲受人と、現在、農機具等も持つていらして耕作等をやられております。

農地法第3条第2項各号、全部クリアされていると思いますので、支障はないと思われます。以上です。皆さんの御審議をよろしくお願ひします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方は、お願ひします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○9番 9番、松田です。議案第43号の3は、所有権移転の申請です。現地確認及び申請者への聞き取りを本日行いました。と言いますのも、譲受人の方が――で、――はお忙しいかなと思って避けておいたので、ちょっとこんな日になってしまいました。

現地は、その譲受人の方の家から――m程度のところにあります。

13ページのほうを見ていただいたら分かると思いますけど、畠と、この方の宅地が一緒になっているんですが、この宅地ももう何十年も前から家はなく、もう一枚物としてずっと草が生えている状態で、その草刈りに追われるばっかりだということで、今回、譲受人の方に売り渡すということになったようです。

この譲受人の方は、――でもあり、その横で――されておりまして、多分――というか、そういうことにも活用される思いがあるんだと思います。

農地法第3条第2項各号の農地権利移転移動の制限に関する事項については、何の問題もなく、総合的な利用の確保は支障がないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断します。御審議のほど、よろしくお願ひします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方は、お願ひします。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番の熊安悦子です。議案第43号の4は、所有権移転の申請です。現地確認を8月8日13時30分から、事務局お二人と藤井さんと私の4人で行いました。申請者への聞き取りを8月10日日曜日に行いましたので、御報告いたします。

現地は、――mのところにあります。申請者は、――に

なるので、購入する自宅用地のこの隣接地――――――を購入するということで、お話を聞かせてもらったところ、譲渡人名義の一は――――――には耕作困難なため、譲受人に渡されたとのことです。

この農地———は、——m²、——坪ぐらいの狭い農地ですが、耕作に便利なため譲り受けたいとのことです。

農機具は、くわなどだけですが、今まであった広い農地——m²は、————とのことですが、稻作りも2年前からやめられていたそうです。

農作物は自家消費です。————とは思いもしなかった。――

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項については、該当いたしません。許可要件の全てを満たしていると判断いたします。御審議のほどをよろしくお願ひいたします。

○藤井会長 畠議に入ります。御意見のある方、お願ひします。どうぞ。

○2番 2番、石川です。今、持っている農地を耕作できないんですね。

○13番 _____。

○2番 いや、今まで預けていたとか、だから耕作ができないのにまたここを持って、果たして——
一で耕作ができるのかというのを。

○13番 そこを伺ってみたんですね。そしたら、やはり——庭仕事は大好きなんですね。だから、今、プランターとかそういうのに種をまいたりして育てているけど、今度あと、第5条のほうですか、出てくるんですが、家がすぐそばに隣接したところに建つんです。それでちょっとぐらい、狭い土地だけど、そこに自分で自家消費できるようなネギとか、そういうものを自分で作りたいとおっしゃっていました。

○2番 反対はしませんけど、これは跡継ぎがおってんです。

○13番 跡継ぎの方は、今、都会のほうに出ておられます。

○2番 反対はりません。

○13番 はい。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。

○事務局 すみません。事務局のほうから1件、ちょっと訂正させていただきます。

○藤井会長 はい。

○事務局 ちょっと第3条のこの議案なんですけれども、こちらは、渡し人のほうが——さんと出ておるんですけれども、すみません。正しくは——さん、この——が渡し人になります。

今ちょっと熊安さんがおっしゃられたとおり、—————おりまして、その—————
—————されておりまして、そちらの方がすみません。正しい申請者となります。失礼いたしました。

○藤井会長 御意見ございませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。

続きまして、議案第44号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。議案書は2ページ、資料は19ページからになります。

議案第44号は、農地法第4条の規定による許可申請についてです。

今回提出された件数は2件で、転用目的は、農家住宅・自己用兼農業用倉庫が1件、自己用住宅及び倉庫が1件です。

申請番号1は、農家住宅・自己用兼農業用倉庫です。資料は19ページからになります。農地の種別は、集団農地面積60haの農地で、施行令第5条第1号に該当する第1種農地です。農用地除外申請中です。

申請番号2は、自己用住宅、倉庫です。資料は25ページからになります。農地の種別は、集団農地面積1.6haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地です。開発許可申請中です。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番の熊安悦子です。議案第44号の1は、—————になり、————の田と住宅と倉庫が————、申請人の農地に農家住宅と自己用兼農業用倉庫を設立したい、建設したいという申請です。

現地確認を8月8日午後、事務局お二人と藤井さんと私の4人で行い、また8月10日に申請者への聞き取りをいたしましたので、御報告いたします。

現地は、—————m²にあります。申請人にお話を伺ったところ、住宅と倉庫を、21ページにありますように、御自分の農地————、————m²のうち、————m²に農家住宅と倉庫を建設される予定です。

この農地は、19ページにありますように、第1種農地で集団農地面積60ha、施行令第5条第1号に該当する農地で、許可該当法令は、施行規則第33条第4号の集落接続であり、他法令としての農用地除外申請中です。

21ページにありますように、隣接している北の————も申請者の田んぼであり、稻作に専

念できるものと確信いたしました。皆様の御審議をよろしくお願ひいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方は、お願いします。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないようですので採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[贊成者舉手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認されました。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

現地確認を8月8日午後、事務局お二人と藤井さんと私の4人で行い、また8月10日に申請者への聞き取りをいたしましたので、御報告いたします。

現地は、――――――mのところにあります。申請人の――――――にお話を伺ったところ、――――――さんと――――――で暮らされています。――――――は――――――お勤めです。――――――ですが、――――――で、――――――したりして楽しく幸せだとおっしゃっていました。また、その――――――のお声が若々しく張りのあるお声なので、――――――かと間違ってしまいました。皆さん、そのように声が若いというのはよく言われますと明るいお声でした。

所有地も昔は——もして、倉庫も——あるそうですが、自費で片づけるようにとのこと。——
——m²はダンプの道に使用されているが、来年の3月には元の田んぼに戻して返してもらえます
とのこと。広い田畠は他の方に耕作してもらっていますとのことでした。皆様の御審議をよろしく
お願ひいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[贊成者舉手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認されました。

続きまして、議案第45号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 初めに、議案資料の修正をお伝えいたします。

議案資料5 2ページの事業計画書について差し替えをいたします。議案資料5 8ページの事業計画書について差し替えをいたします。

それでは御説明いたします。議案書は3ページ、資料は31ページからになります。

議案第45号は、農地法第5条の規定による許可申請についてで、今回提出された件数は7件で

す。

転用事由の内訳は、駐車場が2件、自己用住宅及び水路が1件、自己用住宅が1件、資材置場が1件、太陽光発電設備が2件です。

申請番号1は、駐車場です。資料は31ページからになります。

農地の種別は、集団農地面積126haの農地で、施行令第12条第1号に該当する第1種農地です。農用地除外申請中です。

申請番号2は、自己用住宅及び水路です。資料は37ページからになります。

農地の種別は、集団農地面積126haの農地で、大字大崎1508-5は、施行令第12条第1号に該当する第1種農地、—————は、農地法第5条第2項第1号イに該当する第1種農地になります。—————は、農用地除外申請中、開発許可申請中です。

申請番号3は、自己用住宅です。資料は43ページからになります。

農地の種別は、集団農地面積0.3haの農地で、施行規則第45条第2号に該当する第2種農地です。開発許可申請中です。

申請番号4は、資材置場です。資料は49ページからになります。

農地の種別は、集団農地面積2.1haの農地で、施行令第12条第2号に該当する第1種農地です。

申請番号5は、駐車場です。資料は55ページからになります。

農地の種別は、集団農地面積2.1haの農地で、施行令第12条第2号に該当する第1種農地です。

申請番号6は、太陽光発電設備です。資料は61ページからになります。

農地の種別は、集団農地面積2.3haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地です。地域計画変更申請中です。

申請番号7は、太陽光発電設備です。資料は69ページからになります。

農地の種別は、集団農地面積2.3haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地です。地域計画変更申請中です。以上です。御審議のほど、お願ひいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番、原田です。議案第45号の1は、貸付人の農地を借受人が借り受け、——用駐車場として転用したいという許可申請です。現地確認を8月6日に事務局2名及び末廣委員と行いました。また、8月8日に貸付人及び借受人に聞き取りをいたしましたので、これらの結果について御報告いたします。

現地を資料31、32ページのとおり、—————という集落に位置しております。農地区分は第1種農地となっております。第1種農地は原則不許可で

すが、施行規則第33条第4号、集落接続により許可該当となります。

資料の31、それから33ページを御覧ください。申請地は市道に接しており、現況は特に耕作はされておらず、貸付人の——が草刈りと保全管理をしているということでした。申請地を含め、周辺の農地も貸付人の——が管理しており、全てはきれいに耕運されていました。

借受人は、—————しております。—————ですけれども、話を聞きましたら、近年、—————が非常に増加をしているということで、現状の駐車場が非常に狭くなつたということで、現駐車場の所有者である貸付人に相談したところ、申請地を駐車場として借りることに同意をしてもらったということでした。

事業計画書の中にも、今、言ったようなことが書いてあります。—————しているということで、現状かなり駐車場が狭いなというふうに私も見ていたんですが、今回こういうことで借りれることになったということです。

事業計画書及びそれから被害防除計画書の内容につきまして、特に問題点はなく、また周辺農地等に関わる営農条件に支障を生ずるおそれもないことから、本件については転用やむを得ないと考えます。皆様の御審議、よろしくお願ひします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方は、お願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成で、1番、承認されました。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番の熊安です。議案45号の2は、所有権移転の申請です。現地確認を8月8日午後、事務局お二人と藤井さんと私の4人で行い、また8月10日に申請人への聞き取りをいたしましたので、御報告いたします。

現地は、先ほどお話をしました、農地法第3条、議案43号の4でお話をしました、—————m²のところにあります。

39ページを御覧ください。39ページにありますように、第43号の4が、—————の農地—————m²です。この田に隣接している—————が、自己用住宅との水路の申請です。申請人の——に電話がつながりお話を聞きました。農地は—————m²ありましたが、—————され、代替地を探しておられたとき、譲渡人にお願いして譲っていただけましたとのことです。

譲受人は共に——ですが、申請地は—————m²の田を委託されていましたが、今回—————、一、二年前、雑草が生え管理が大変でしたとのことです。それまでは委託していても、水

田の水当てやヒエなどの雑草の管理をされていたとのことです。

申請地、—————m²は1種農地と、水路—————は農振農用地を転用し、農地法により住宅用地一般個人住宅となり、自己用住宅は農用地除外され、開発許可申請中です。

37ページにありますように、—————の農地の種別は第1種農地で、集団農地面積——ha、施行令第12条第1号に該当する農地、許可該当法令は施行規則第33条第4号の集落接続、他法令として農用地除外申請中、開発許可申請中。

—————は、農地の種別は農用地で集団農地面積——ha、法第5条第2項第1号イに該当する農地です。許可該当法令は、法令第5条第2項本文ただし書によると、農用地利用計画において指定された用地に供するとなっています。

—————は、—————もされ、新しい畠では自家用の野菜と花を作りたいと申されました。皆様の御審議をよろしくお願ひいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認されました。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番の熊安悦子です。議案45号の3は、譲渡人の2種農地、—————の所有権移転です。現地確認を8月8日午後、事務局お二人と藤井さんと私の4人で行い、また8月10日に申請人への聞き取りを、—————より伺いました。

現地は、—————にあります。この申請地、—————m²、2種農地で集団農地面積0.3ha、施行規則第45条第2号に該当する農地です。開発許可申請中です。

譲受人の宅地は—————にありますが、—————になるための住宅の確保です。

46ページにありますように、譲受人の御家族は—————とのことです。早く工事が始まる事を望まれていました。皆様の御審議をよろしくお願ひいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方は、お願いします。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、4番、5番、一括上程させていただきたいと思います。

地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。議案第45号の4と5ですが、4が、譲受人が——です。所有権移転ですね。5が——で、賃貸借ということで申請が上がっています。

現地は、————なんですが、にあります。————があるすぐ近くにあるんですが、最初に相談があったとき、既に資材置場になっていまして資材が置いてあったんですが、聞きましたところ、私も見て山と思ったんですが、農地だと思わなかつたということで整地をされたようですが、整地していろんなものがあつたんですが、建物までありましたので、それはのけないと認めないと認めないということで、今回その条件が整いましたので申請が出たということです。

現地確認を8月5日に事務局と関谷委員さんと私で行っております。譲渡人にも今回きつと訪問してお話を伺いしたんですが、契約書ももう作ってもらったということで、話はきつとできておりました。特に、始末書も提出されておりましたので、山の中ということで、今回は特に問題はないのかなと思っております。説明は以上です。皆様の御審議よろしくお願いします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方は、お願いします。今のはだから、5の説明も終わつたということでいい。（「はい、一緒です」と呼ぶ者あり）一緒にええんやね。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、審議に入れます。御意見のある方、お願いします。何かございませんか。（「ちょっと確認」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。

○6番 ちょっと確認です。これは集落接続になるんですかね。集落接続というよりは、これ、何かよう分からん。1種農地だからすごく問題なような気がする。原則不許可じゃないですかね、これ。何か気になるんですが。

○2番 これ、もしやっていなかつたら、非農地確認で非農地になっています。ところが、物が置いてあつたんで非農地にできなかつたということです。何か本当に山。

○藤井会長 事務局、説明。

○事務局 事務局から説明させていただきます。

こちらなんですけども、今回の許可該当法令のところは、こちらは49ページにもございますように、施行規則第34条第3号の市街化に設置することが困難な施設というようなところに該当するのではないかというところで申請が上がっております。

こちらなんですけども、1種農地というのが、改良事業が入つておるといったところで、1種農地扱いになっております。ですが、石川さんもおっしゃつたとおり、ここはもう今は全然農業をされている方がいらっしゃなくて、ほぼもう山の状態というようなところでございます。ですので、ここの以外の周りはもう全部、山林か非農地になっております。

○藤井会長 いかがですか。

○6番 分かりました。しょうがないですね。

○藤井会長 法令的には、こういうように第34条の3号で市街化に設置できない施設だということ
が対象になるようなんですかけれども、それで御理解いただけますかね。

○6番 はい。しょうがないですね。

○藤井会長 ほかに御意見はございませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。これは、別々に採決させていただきます。

まず、議案第4号を承認いただける方、挙手をお願いします。

[贊成者舉手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで承認されました。

続きまして、議案第5号を承認される方、挙手をお願いします。

[贊成者舉手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認されました。

続きまして、議案第6号と第7号を一括で説明していただきたいと思います。地元委員さん、お願いします。

○1番 1番の池田でございます。議案第45号の6と7と一緒にさせていただいていいですかね。

○藤井会長 はい。

○1番 6と7は、農地を太陽光発電設備設置のために譲り受けるという所有権移転の申請です。現地確認を8月5日午前中、事務局3名と石川小委員長さんと私の5名で行いました。

6 3ページを御覧ください。――――側となります。分かりにくいんですけど、申請地の――――です。――――です。当地域は――――から、――――ですけど、一年かけまして山口型放牧をし、――――で農大の牛を借りまして、そ――――、皆さんで協力してきれいに実施したところです。

それ以後、—————ですけど、近辺の田を含めまして、この申請地から南の1つ、それとその下、————と————、それから右側のほうの————と、もう少しあるんですけど、約、この辺り—haございます。そこを——年間通いまして——にきれいにしました。現在も全国各地で遊休農地の解消に牛の放牧をされていますけれども、当時、藤井会長さんも御存じだと思います。新聞で紹介されたり、寒い日でしたけど、見学に来られたりしたところです。

昨年、話が持ち上がり、持ち主の方も——返してほしいということで、——使用した

田をお返ししました。これは一応、口頭約束でお返ししたんですけども、7月24日に会社関連の方が来られまして、解約手続を済ませました。

その後、電話で関係の方にお聞きしまして、一応聞き取り調査をし、計画書にいろいろ書いてございます。それをきちんと約束を守っていただくように工事を進め、きちんと管理してくださいということをお願いしました。

特に65ページの下側のほうですけど、水路があります。既設水路と書いてありますけど、そこが随分、現地確認に行ったとき、もう荒れておりまして、——作っているときはきちんと管理していましたけど、1年余りたちますので、やっぱりかなり草が生えたりしておりましたので、そこはきちんと水が流れるようにしてくださいというお願いをしました。

これは61ページにありますように、いずれの法令にも該当しない農地ということで、第2種農地です。

その下に、地域計画変更申請中とございます。これはこの辺り約——の土地を、——ですけど、——が借り牧草を作っていましたので、認定農業者でもありますて、地域計画に反映されたところですので除外申請ということになっています。

——としましても、本当につらい決断ではありましたが、時代の流れに逆らえず、新しい生き方を現在模索しています。今後も当地区で、その後、一件あたり出てくるのではないかなと思っております。以上で報告を終わります。皆様方の御審議をよろしくお願ひいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、7番、承認されました。

続きまして、議案第46号・47号・48号を一括で上程させていただきます。事務局、説明をお願いします。

○事務局 初めに、議案資料の追加をお伝えいたします。

議案第46号の農用地利用集積等促進計画の公告について（所有者・機構間契約）及び議案第47号の農業地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）の申請番号3番から127番が追加となっております。

それでは、御説明いたします。

議案書は5ページからです。

議案第46号は、農業地利用集積等促進計画案（所有者・機構間契約）についてです。議案第47号は、農用地利用集積等促進計画案（機構・受け手間契約）についてです。議案第46号・47

号につきましては、県で公告予定の利用権設定が127件になります。農地の集積面積は24万8,201.4m²で、利用権の内容は使用貸借権の設定が127件です。

県で公告予定の利用権設定については、議案第46号でやまぐち農林振興公社が借り受けた農地の全てを議案第47号によって貸付けを行うものです。

計画の内容は議案に記載してあるとおりでございます。本案件につきまして、農地中間管理事業法第18条の第5項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案書は7ページからです。議案第48号は、農用地利用集積等促進計画案（一括契約）についてで、令和7年9月26日公告予定の利用権設定が3件提出されています。

この件の集積面積は7,725m²で、利用権の内訳は、使用貸借権の設定が3件です。

計画の内容は、議案に記載してあるとおりでございます。本案件につきまして、農地中間管理事業法第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。

これ、特に——————がメインとなっておりますけど、目を通してくださいて、何か御意見があればお伺いしたいと思いますし、地元委員さんとして言っておきたいというふうなことがあれば、発言をしていただきたいというふうに思います。何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 事務局から何か付け加えることはありませんか。よろしいですか。特に——————のことについて何かあれば。なければいいです。（「はい」と呼ぶ者あり）いい。はい。

皆さんから何か御意見がございませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 では、御意見がないようですので、採決に入りたいと思います。議案第46号を承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第46号は承認されました。

続きまして、議案第47号、承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第47号は承認されました。

続きまして、議案第48号、承認される方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第48号、承認されました。

続きまして、議案第49号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書は、9ページ、資料は、別冊となっております。

議案第49号は、非農地判断についてです。

今回提出された件数は一件で、——筆、—————m²になります。

申請番号1は、——の農地、申請番号2は——の農地です。

現地確認の結果、農地法第2条第1項の農地に該当しない土地で、非農地と判断するものです。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○9番 9番、松田です。現地確認を6月25日に、倉重委員と事務局2名で行いました。

1番のところは、——に上がる途中のところで、以前はミカンを作られていたようですが、もうここも手ぶらされて、もう周りの山と変わらないような状態になっておりました。

2番目のほうも、ここも山のほうから降りてくる道はあるんですが、その奥の山ともう変わらない状態になっておりました。はい。

3番目のところが、これも——のほうになるんですが、ここももう竹やぶになっていまして、ちょっともういられないかなというような状態でした。はい。

4番目が、——のほうに抜ける道のすぐ横なんですが、ここも竹が生い茂っていまして、もう人が中に入れないような状態になっておりました。以上です。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。1番、承認される方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認されました。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○6番 6番、倉重です。議案第49号の2は、非農地判断であります。地図は1から9まで、これを6月25日に事務局2名と松田委員、6月30日と7月2日に、事務局2名と吉武推進委員と私のそれぞれ4名で確認をしに参りました。

それから、スクロールしていただくと、こちらも松田委員さんの御説明と同じように、竹が生い茂って、かつてはミカン園で——haぐらいあったんですが、そのうちの大半が、このように竹が生い茂って農地とは言えないという状況になっております。

ほとんど回復不可能だと判断しております。ちょっといろいろ細かいところがあって恐縮なんで

すが。いずれの地所も竹が生い茂って回復困難ということで、非農地であると判定せざるを得ないという状況になっております。説明は以上です。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見、御質問のある方、お願いします。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。2番、承認される方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認されました。

続きまして、議案第50号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 説明いたします。

議案第50号は、国、県に対する令和8年度農地利用等最適化推進施策の改善に関する意見書についてで、農業委員及び推進委員の皆様から寄せられた意見3項目を次年度に向けた農業施策の改善意見として挙げております。

内容については、1、農家、酪農家の経営継続支援として、肥料・飼料・燃料等の資材価格高騰に対応した補助対象のさらなる拡大を図るとともに、補助率及び補助限度額の引上げ、農機具の修理・更新費用を補助対象に含めることにより、資材高騰による経営負担を軽減し、経営継続の実効性を高めることについて。

2、米、野菜等の生産者価格の安定化として、市場原理を尊重しつつ、需給バランスの形成を市場に委ねる方向へと移行するとともに、農業経営の持続可能性と再生産可能な農業構造の確立に向けて、以下の支援策を導入すること。

面積に応じた直接支払制度の創設。地域農業の基盤を維持するため、耕作面積を基準にした直接支払制度を導入し、規模の大小や作目にかかわらず農業経営の継続を支援すること。

所得安定制度の導入。農業者の年間所得が過去平均を下回った場合に補填を行う所得安定制度を導入し、市場価格の変動リスクから農業者を保護するとともに、経営意欲の維持と担い手の定着を図ること。

3、多様な農業を担う者等への支援として、国における補助金の対象者については、経営規模や就農形態に制限されず、意欲ある全ての農業者が活用可能となるよう見直しを行うこと。また、設備投資支援の対象範囲、補助率や補助限度額についても、多様な農業経営者が活用しやすい設計とすること。以上を、本委員会から国、県の次年度農業施策等への改善意見として提出するものです。以上、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方は、お願いします。いかがですか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 特に御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございました。全員賛成ということで承認されました。防府市農業委員会の意見として提示させていただきます。

議案審議は、以上でございます。

報告事項が49号から56号までございます。目を通してくださいて、何か御意見があればお伺いしたいと思います。

○事務局 報告事項の修正をお伝えいたします。

報告事項21ページ、報告第50号の農地法第18条について、申請番号2の借受人を修正し、差し替えをします。

○藤井会長 何かございませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見がないようですので、以上で議事は締めたいと思います。

午後2時51分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年 8月18日

議長 藤井伸昌

署名委員

署名委員